

社会福祉法人大和社会福祉事業センター  
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

**(目的及び意義)**

第1条 この規程は、社会福祉法人大和社会福祉事業センター（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**(定義等)**

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第3章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

**(報酬等の支給)**

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長、常勤理事及び常勤監事の報酬は月額とする。
- 3 非常勤理事、非常勤監事、評議員に対しては無報酬とする。
- 4 理事のうち、職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合は、非常勤理事に準じる。

**(報酬等の額の決定)**

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

- 2 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。
- 3 常勤役員には、通勤手当は支給しない。

### **(費用)**

第5条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員のうち、職員としての立場を有する者に対しては、費用は支払わない。

### **(報酬等及び費用の支給日)**

第6条 常勤役員報酬は、職務執行の属する月の翌月10日（ただし、当該日が日曜日、土曜日、又は休日に当たる時は、その前日）に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の費用は、職務執行の当日に支払うものとする。

3 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用のうち職務執行の当日に支払うことが困難な場合は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### **(報酬等及び費用の支給方法)**

第7条 役員等の報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### **(公表)**

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### **(改廃)**

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### **(補 足)**

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

### **附 則**

この規程は、平成29年6月26日（平成29年度定時評議員会の議決日）から施行する。

別表1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報酬の額（円）
理事長	10,000円×勤務日数（月額150,000円を限度とする。）
常勤理事	7,000円×勤務日数（月額100,000円を限度とする。）
常勤監事	8,000円×勤務日数（月額120,000円を限度とする。）
非常勤理事	無報酬
非常勤監事	無報酬
評議員	無報酬

別表2 役員等の費用弁償の額（第7条関係）

事項	非常勤理事	監事	評議員
会議等への出席の都度	5,000円	5,000円	5,000円
監査の都度		5,000円	
県外出張	法人旅費規程に定める額	同左	同左
上記のほか、職務執行に必要な経費(研修会出席者負担金、資料代等)	職務執行に必要な額	同左	同左